

日本 BCP 株式会社と 「災害時におけるローリー車等による燃料供給に関する協定」を締結しました

堺市では、日本 BCP 株式会社と「災害時におけるローリー車等による燃料供給に関する協定」を締結しました。

日本 BCP 株式会社は、石油小売業等を行うシューワ株式会社のグループ会社で災害時の石油備蓄及び配送を専門としており、本協定の締結により、地震等の大規模災害が発生した場合にローリー車等による燃料供給を受けることで必要な燃料の確保を図ることができます。

1 締結先

日本 BCP 株式会社（東京都千代田区神田東松下町 48 番）

代表取締役 角谷 育則 様

2 協定内容

災害時に堺市庁舎の非常用発電設備等にローリー車等で燃料を供給

3 締結日

令和3年10月15日（金）

（締結式の様子）



問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：危機管理室 防災課
電 話：072-228-7605
ファックス：072-222-7339

災害時におけるローリー車等による燃料供給に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と日本BCP株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時におけるローリー車等による燃料供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に対して要請するローリー車等による燃料供給に関して必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に燃料の調達が必要となったときは、給油対象名、燃料の種類、数量、供給希望日時等を明示した文書により、乙に対してローリー車等による燃料の供給を要請することができる。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲が前項の規定により要請できる給油対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲の施設の非常用発電設備
- (2) その他甲が指定するもののうち乙が給油可能なもの

（協力の実施）

第3条 乙は、前条に規定する要請を受けたときは、燃料の供給に関して可能な限り甲に対し協力を行うものとする。

2 燃料の供給に際しては、甲の職員が立ち合いのうえ、燃料の種類、数量等の確認を行うものとする。

（燃料の種類）

第4条 前条に基づき要請する燃料の種類は、次のとおりとする。

- (1) 軽油
- (2) 灯油
- (3) 重油
- (4) ガソリン

（費用の負担）

第5条 乙が甲に対して行う燃料供給に要する費用は、搬送に要する費用を含め災害の発生直前の乙の販売価格及び堺市庁用自動車等燃料（ガソリン等）契約単価を基準に甲乙協議のうえ定めるものとし、その費用については甲の負担とする。

（車両の通行）

第6条 甲は、乙が燃料等を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援する。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年10月15日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号

堺 市

堺市長 永藤英機

乙 東京都千代田区神田東松下町48番

日本BCP株式会社

代表取締役 角谷育則